

サイバーセキュリティ戦略本部資料提供等規則

〔平成27年2月10日
サイバーセキュリティ戦略本部決定案〕

サイバーセキュリティ基本法（平成26年法律第104号。以下「法」という。）第30条及び第31条の規定に基づき、並びに当該規定による事務を適切に遂行するため、当該事務等について、次のとおり定める。

(提供しなければならない資料等)

第1条 法第30条第1項の規定に基づき関係行政機関の長がサイバーセキュリティ戦略本部（以下「本部」という。）に対して提供しなければならない資料又は情報は、次に掲げる事項に関するものとする。

- 一 当該行政機関において発生したサイバーセキュリティに関する事象に関する事項のうち、サイバーセキュリティ戦略本部重大事象施策評価規則（平成27年2月10日サイバーセキュリティ戦略本部決定）第1条に規定する特定重大事象に該当する事象に関する重要なもののその他我が国のサイバーセキュリティの向上に資するもの
- 二 前号に掲げるもののほか、サイバーセキュリティに関する事項であって、本部の所掌事務の遂行に資すると当該行政機関の長が認めるもの
- 2 前項各号に掲げる事項の詳細その他法第30条第1項の規定の実施に必要な細目的事項については、内閣サイバーセキュリティセンターが関係行政機関に通知するものとする。

(特殊法人等の指定)

第2条 法第31条第1項の本部が指定する特殊法人及び認可法人は、別表のとおりとする。

(関係事務の処理等)

第3条 法第30条及び第31条の規定による事務は、内閣サイバーセキュリティセンターに行わせるものとする。

- 2 法第30条又は第31条の規定により提供された資料、情報等に基づき法第27条第3項の規定による勧告を行う場合において、当該勧告及び同条第4項の規定による報告の求めに関する事務は、内閣サイバーセキュリティセンターに行わせるものとする。

別表

沖縄振興開発金融公庫
学校法人沖縄科学技術大学院大学学園
株式会社地域経済活性化支援機構
原子力損害賠償支援機構
銀行等保有株式取得機構
預金保険機構
株式会社東日本大震災事業者再生支援機構
日本放送協会
日本電信電話株式会社
東日本電信電話株式会社
西日本電信電話株式会社
日本郵政株式会社
日本郵便株式会社
日本たばこ産業株式会社
株式会社日本政策金融公庫
株式会社日本政策投資銀行
輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社
株式会社国際協力銀行
日本銀行
公立学校共済組合
日本私立学校振興・共済事業団
放送大学学園
日本年金機構
日本赤十字社
健康保険組合連合会
全国健康保険協会
国民年金基金連合会
日本中央競馬会
農水産業協同組合貯金保険機構
株式会社商工組合中央金庫
日本アルコール産業株式会社
株式会社産業革新機構
海外需要開拓支援機構
北海道旅客鉄道株式会社
四国旅客鉄道株式会社
九州旅客鉄道株式会社

日本貨物鉄道株式会社
東京地下鉄株式会社
成田国際空港株式会社
東日本高速道路株式会社
中日本高速道路株式会社
西日本高速道路株式会社
首都高速道路株式会社
阪神高速道路株式会社
本州四国連絡高速道路株式会社
新関西国際空港株式会社
中部国際空港株式会社
日本環境安全事業株式会社

2016年1月19日 参議員内閣委員会 生活の党と山本太郎となかまたち:山本太郎
 内閣サイバーセキュリティセンター・ホームページより
 「平成27年2月10日サイバーセキュリティ戦略本部 第1回会合 資料2-3」より抜粋 山本太郎事務所作成

配布資料⑥